

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度 審査要領

1. 趣旨

この要領は、「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度」（以下「本制度」）における審査の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 応募の対象となる製品及び事業者

2. 1 応募の対象となる製品

本制度において、応募の対象となる製品（以下「応募製品」）は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第2条にある「消費生活用製品」であって、特定の誤使用・不注意による事故のリスクを低減するための方策が組み込まれ、一定のリスク低減が論理的に認められるものとする。（同法「消費生活用製品」の定義同様、消費生活用製品安全法 別表一～九項のものは対象外とする。）

業務用製品については、消費生活用製品ではないものとして応募の対象にならない。

応募製品については、製品全体として基本的な安全性が確保されていることを前提とするが、その判断は、製品全体として遵守又は準拠すべき既存の規格や基準（製品安全4法の特定製品としての技術基準、産業標準規格（JIS）、民間認証制度での基準、業界規格）があり、それらに適合していることを要件とする。

なお、本制度で対象とする「特定の誤使用・不注意による事故のリスクを低減する方策」は、製品安全4法の特定製品としての技術基準やJIS、民間認証制度、業界規格において、製品に対して要求（遵守）事項とされていないもの、あるいは、それらの規定内容を上回る安全要求事項（水準）が採用されること等によって誤使用・不注意による事故リスクの低減が認められるものに限る。

2. 2 応募者

本制度において、応募の対象となる事業者（以下「応募者」）は、応募製品の製造業者、輸入業者等であり、自らの責任をもって応募書類を作成する者とする。

3. 審査項目及び評価基準

3. 1 審査項目

本制度における審査項目は、以下のとおり。

- 0 応募要件を満たしていることの確認
- ① 製品全体の基本的な安全性の担保
- ② 当該リスク低減方策の意義

- ③ 特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況（リスクアセスメントの妥当性、リスク低減方策の実装状況・効果）
- ④（受賞後にロゴマークとともに）製品に表示する当該リスク低減方策の効果等に関する説明文言の妥当性

3. 2. 審査項目の評価基準

3. 2. 1 応募要件を満たしていることの確認(評価軸0)の評価基準

必要な手続きや応募要件を満たし、審査対象に値することを確認する。
具体的には、以下の（a）～（d）の内容を満たしていること。

- （a）応募要件に適合しているか
 - a-1：応募期日は守っているか
 - a-2：応募製品は消費生活用製品か
 - a-3：応募製品は部品や付属品ではないか
 - a-4：誤使用・不注意事故のリスク低減策であること
 - a-5：1つの「危害のシナリオ」で応募していること
- （b）事前相談の実施
- （c）応募様式の記載（必要事項が記載されているか）
- （d）必要書類が揃っているか

3. 2. 2 製品全体の基本的な安全性の担保(評価軸1)の評価基準

法令や公的規格等への適合によって、当該リスク低減を含む応募製品の全体において基本的な安全性が担保されていること。

具体的には、以下の（a）～（d）によって基本的安全性の担保が証明されていることに加え、適合する技術基準や規格等と応募製品の関係性が十分に説明されていること。

また、該当する法令や法規制等に漏れが無いことを説明すること。

- （a）製品安全4法が規定する技術基準への適合
- （b）日本産業規格（JIS）への適合
- （c）民間業界規格への適合
- （d）その他（例外措置）

（d）について、応募製品が上記（a）～（c）のいずれにも当てはまらない場合、応募者は自社基準への適合性確認などによって応募製品が製品全体として基本的安全性を担保していることを証明すること。

応募者による証明が合理的なものであり、審査対象とすべきか否かについては、応募製品に関連する重大製品事故等の発生状況や対処すべき政策的な意義・必要性を踏まえ、審査・運営委員会が判断する。

3. 2. 3 当該リスク低減方策の意義(評価軸 2)の評価基準

製品事故防止の観点で当該リスク低減方策の意義が認められること。

対策する意義：

- (a) 関連する事故の発生状況の把握
- (b) 技術基準、規格要求がない（新規性）
- (c) 製品が市場に存在しない、限定される（独自性）
- (d) 製品が持つ社会的意義（製品自体が安全に寄与するもの）
(手すり、ベッドガード、など)
- (e) PS アワード受賞歴（製品安全への取組姿勢）

3. 2. 4 特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況(評価軸 3)の評価基準

以下のとおり、リスク低減方策の実装状況および効果の観点から評価を行う。

なお、実装状況および効果は、第三者試験機関やモニター調査、ユーザビリティテスト、有意差検定などの客観的な手法によって、応募者が示すこと。

(1) リスク低減方策の実装状況に関する評価基準

試験等によって得られた客観的なデータ等に基づき、当該リスク低減方策の実装状況が実証されていること。

(2) リスクアセスメントの妥当性評価

評価基準は以下のとおりとする。

- (ア) 網羅的なリスクの検討
- (イ) リスクの選定・分析
- (ウ) リスク低減の根拠
- (エ) リスクアセスメントのまとめ方（R-Map 等）

3. 2. 5 製品に表示する当該リスク低減方策の効果等に関する説明文言の妥当性(評価軸 4)の評価基準

受賞した際に製品に付すリスク低減方策の効果等に関する説明文言が消費者に対して適切に説明されている（誤解を招くおそれがない）こと。

また、以下の内容が盛り込まれていること。

- (a) 表示文言が記載されており、使用場所も明記されている
- (b) 表示文言は、効果等について妥当な説明がなされている
- (c) 特定の使用場面において、その動作を行うことによって、機能の効果を発揮する場合、そのことが伝わる内容に工夫されている
(その機能を作動させないと効果を発揮しない製品は、「●●を使用することにより」という文章を付ける、など)
- (d) ロゴ使用場所について「いつ・どこで・誰に・どのように」表示するか説明されている

表示文言については、審査・運営委員会における審査時に修正される場合がある。この場合、応募事業者が表示を承認した場合に限り、表彰となる。

4. 応募書類

応募者は、所定の期日までに、以下の応募書類を表彰事務局まで提出する。

なお、提出内容に不備があった場合は、必要に応じ、表彰事務局より修正と所定の期日までの再提出を求める。

応募書類：

① 様式第1 本制度応募様式 (Microsoft PowerPoint)

以下の内容を記載する。

- ・応募製品に関する基本情報(必要な場合、製品カタログや取扱説明書を別添する)
- ・評価軸1 製品全体の基本的な安全性の担保の説明
- ・評価軸2 リスク低減方策の意義の説明
- ・評価軸3 特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況の説明
- ・評価軸4 製品に表示するリスク低減方策の効果等に関する説明文言の妥当性

② 応募製品の製品全体としての基本的安全性の担保に関する書類

以下に例示する。

- ・特別特定製品の場合(自主検査に加え、登録検査機関の適合性検査を受検する必要がある製品。いわゆる◇PSマーク対象製品。)、適合同等証明書の写し
- ・特別特定製品以外の特定製品(自主検査を行い技術基準に適合した製品。いわゆる○PSマーク対象製品。)の場合、技術基準に適合していることを証明する試験成績書等の写し
- ・日本産業規格(JIS)や民間業界規格の場合、認証を取得している旨の証明書等の写し

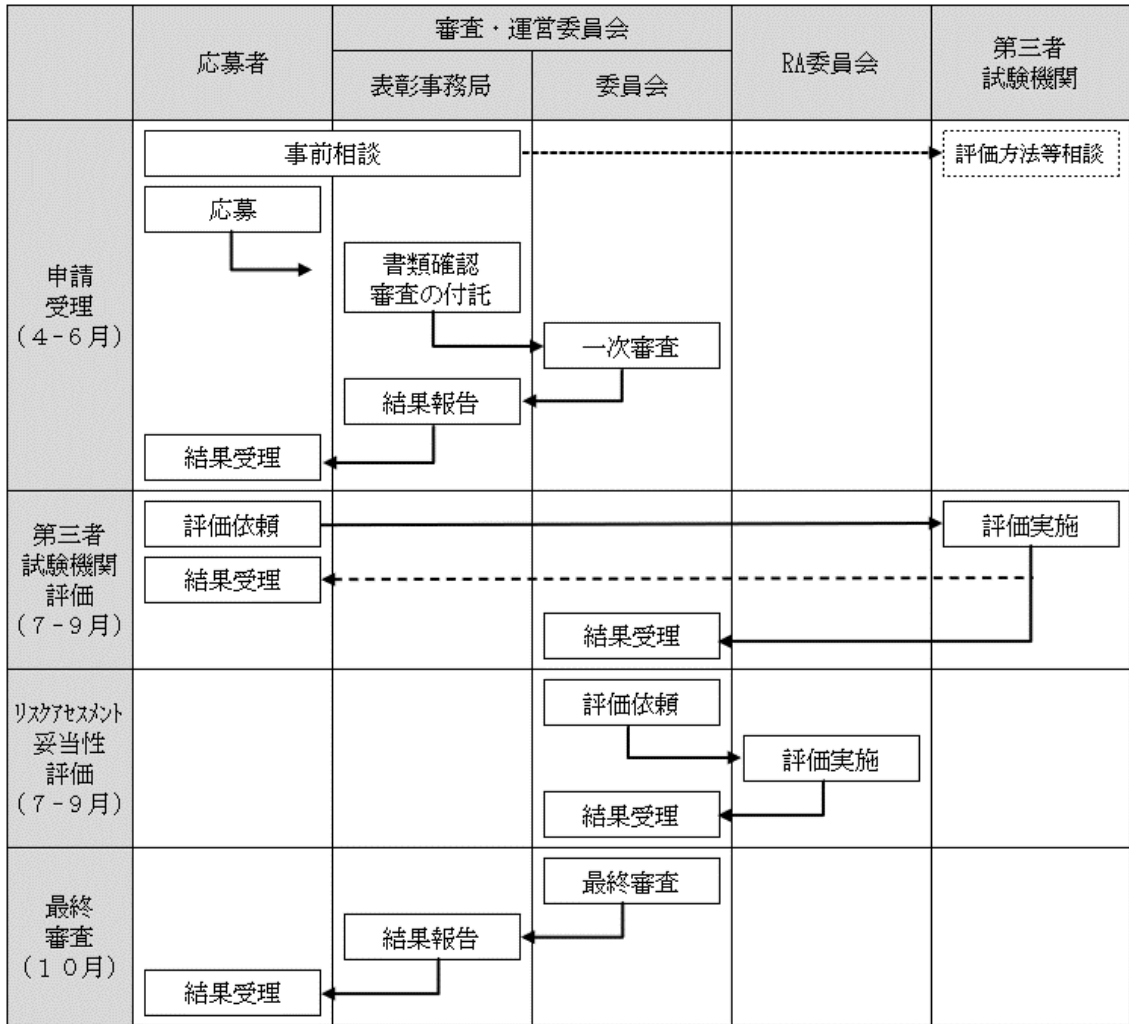
- ③ リスクアセスメントシート（「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度 応募者向けガイドライン」の7. 2を参照）及び関連する資料
- ④ リスク低減方策の実装状況の確認内容に関する書類（製品仕様に関する書類や、実機の動作確認を行う場合の試験の実施方法が記載された書類等）。
なお、リスク低減方策の実装における第三者試験機関の実機試験結果については、応募時点で試験が完了している場合は、応募時に試験結果を添付する。応募時点で試験が未完了の場合は、試験結果の添付は不要だが、第三者試験機関への事前相談の実施状況が分かる資料を添付する。
- ⑤ リスク低減方策の効果が分かる動画（数分程度のもの）

5. 審査手順

本制度の審査手順は、以下および表1のとおり。

- (1) 事前相談
- (2) 応募者による応募書類の提出
- (3) 表彰事務局による応募書類の形式要件の確認
- (4) 表彰事務局から審査・運営委員会への審査の付託
- (5) 審査・運営委員会における一次審査
- (6) RA委員会における審査
- (7) 第三者試験機関における実機の確認
- (8) 審査・運営委員会における最終審議・表彰製品の最終選出
- (9) 表彰事務局から応募者への結果通知・公表
- (10) 表彰の実施

表1 審査手順



5. 1 事前相談

応募者は、応募書類の提出に先立ち、原則として表彰事務局への事前相談を行う。表彰事務局は関係機関と連携の上、事前相談に対応する。応募者は、応募に先立ち、必要に応じて第三者試験機関との間で実機試験の実施方法やスケジュール等について相談・調整しておくこと。ただし、第三者試験機関が、リスク低減方策の妥当性、リスク低減方策の実装状況を確認するための実機試験の内容、リスク低減方策の効果を証明する方法に関する事項について、相談に応じることは想定していない。(これらの点については、応募者自身で検討するか、または研究機関等に相談すること。)

応募者は応募にあたって事前相談を実施することを強く推奨する。

5. 2 応募者による応募書類の提出 (様式第1に基づく)

応募者は、所定の期間内に、応募書類を表彰事務局に提出する。

5. 3 表彰事務局による応募書類の形式要件の確認

表彰事務局は、応募書類に記載漏れや必要書類の不足等の形式的な不備がないかを確認する。

5. 4 表彰事務局から審査・運営委員会への審査の付託

表彰事務局は、応募書類の形式要件の充足が確認された後、審査・運営委員会に対し審査の付託を行う。

5. 5 審査・運営委員会における一次審査

審査・運営委員会は、応募書類の一次審査を行う。

表彰事務局は、一次審査の結果を様式第2-1に基づいて応募者に通知する。

5. 6 リスクアセスメント結果妥当性評価委員会における審査

審査・運営委員会は、一次審査を通過した応募案件についてリスクアセスメントの妥当性評価をリスクアセスメント結果妥当性評価委員会（以下「RA委員会」）へ依頼する。

RA委員会は、リスクアセスメントの妥当性評価が完了した後、その結果を審査・運営委員会に報告する。

5. 7 第三者試験機関におけるリスク低減方策の実装状況および効果の確認

応募者は、原則、第三者試験機関（応募製品に関する製品安全4法の登録検査機関、ISO/IEC 17025認定を取得している試験所）でリスク低減方策の実装状況および効果に関する確認を実施する。なお、第三者試験機関は、試験結果を応募者と審査・運営委員会に対し、報告する。

5. 8 審査・運営委員会における最終審議

審査・運営委員会は、5.6および5.7の結果等を踏まえ、最終審議を行い、表彰製品を最終選出した後、経済産業省に報告する。

5. 9 表彰事務局から応募者への結果通知・公表

表彰事務局は、5.8の結果を様式第2-2に基づいて応募者に通知する。また、製品に関する一部の情報を経済産業省のホームページ等で公表する。

落選製品については、事務局より審査に関するフィードバックコメントを発行する。

5. 10 表彰の実施

受賞者に対して表彰を実施する。

6. ロゴマーク等の表示方法及び内容

6. 1 ロゴマーク等の表示

応募者は表彰を受けた製品において、表彰事務局からの通知及び「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度 ロゴマークガイドライン」に従って適切な表示を行うことができる。

6. 2 ロゴマーク（受賞年度が付されたもの）の表示期間

応募者はロゴマークを期間の定めなく使用することができる。

（表彰製品のモデルチェンジ等による設計変更や派生製品(応募製品の仕様違い製品)を追加する場合に、リスク低減方策の効果等に影響がない場合は、所定の手続を経た上で、ロゴマークを表示することができる。）

6. 3 簡易ロゴマーク（受賞年度が付されていないもの）の表示期間

応募者が簡易ロゴマーク等を付することができる期間は、受賞した年度を初年度として、連続4年度までに製造又は出荷されたものとする（表彰製品のモデルチェンジ等による設計変更や派生製品(応募製品の仕様違い製品)を追加する場合に、リスク低減方策の効果等に影響がない場合は、所定の手続を経た上で、ロゴマークを表示することができる。その場合、表示期間は当初の表彰時からの残余の期間とする）。

7. 設計変更 および 対象製品の追加

7. 1 応募製品を設計変更する場合

応募者は、表彰を受けた製品について、応募後に設計変更が行われ、設計変更後も表示を付して販売する場合には、事前にその旨を別紙に定める様式第3-1に基づいて表彰事務局に申請するものとする。

審査・運営委員会は、当該設計変更に対するリスク低減方策への影響の有無を審議し、リスク低減方策に影響が及ばない設計変更と認められる場合には表示継続を可能とし、その旨を様式第3-2に基づいて応募者に通知する。この際、審査・運営委員会はその旨を公表する。

当該製品での設計変更に関する報告が遅滞した場合や、当該報告がなされない場合には、審査・運営委員会は当該受賞を取り消すことができる。

7. 2 応募製品のシリーズ製品（応募製品の仕様違い製品）を追加する場合

応募者は、表彰を受けた製品の派生製品について、追加で申請する場合には、事前にその旨を別紙に定める様式第3-1に基づいて表彰事務局に申請するものとする。

審査・運営委員会は、当該派生製品に対するリスク低減方策への影響の有無を審議し、リスク低減方策に影響が及ばない製品と認められる場合には表示を可能とし、その旨を様式第3-2に基づいて申請者に通知する。この際、審査・運営委員会はその旨を公表する。

当該製品に関する報告が遅滞した場合や、当該報告がなされない場合には、審査・運営委員会は当該受賞を取り消すことができる。

【リスク低減方策に影響が及ばない設計変更と認められる場合の要件（下記の事項をいずれも満たすこと）】

- ① 製品の設計変更内容が誤使用・不注意による事故リスクを低減する方策に影響を及ぼさないこと（当該方策に関する製品仕様に変更がないこと）
- ② リスクシナリオ等のリスクアセスメントに関する応募書類（「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度 応募者向けガイドライン」4.2に関する書類）に修正がないこと

8. 応募の取り下げ、表彰の辞退及び表彰の取り消し

8. 1 応募の取り下げ

応募者は、応募を取り下げる場合は、理由とともにその旨を様式第4に基づいて表彰事務局に提出する。応募者からの応募の取り下げに関する文書の提出があった場合、表彰事務局は審査・運営委員会に対して応募の取り下げがあった旨を報告する。

8. 2 表彰の辞退

応募者は、表彰された応募内容を取り下げる場合、理由とともにその旨を様式第4に基づいて表彰事務局に提出する。応募者からその旨の取り下げに関する文書の提出があった場合、表彰事務局は審査・運営委員会に対して、その旨を報告する。

8. 3 審査の中止及び表彰の取り消し

審査・運営委員会は、以下のいずれかに該当する場合、審査を中止する又は表彰を取り消し、その旨を様式第5に基づいて応募者又は受賞者に通知する。表彰が取り消された場合、表彰事務局はその旨を公表する。

- ・ 応募書類において明白かつ重大な虚偽の記載があった場合
- ・ 応募者又は受賞者が表彰事務局からの照会に対し適時・適切な回答をしなかった場合
- ・ 応募者又は受賞者における製品安全法令等への重大な違反が判明した場合
- ・ その他表彰の趣旨に反する事実が確認された場合

制定 令和8年3月12日

(様式第1)

別に示す (PowerPoint 書式)

(様式第2-1)

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度
一次審査結果通知書

年 月 日

事業者名

代表者名

審査・運営委員会

貴社から応募のあった以下の製品について、一次審査結果を通知いたします。

1 応募日	
2 製品名	
3 モデル名	
4 低減リスク	
5 リスク低減方策の概要	
6 審査結果	<p>(例文)</p> <p>通過： 応募書類で必要事項の記入が確認できたため、リスクアセスメントの妥当性評価等の審査に進みます。 応募者は第三者試験機関へ実機試験の依頼を実施していただきますようお願い致します。</p> <p>落選： (落選理由) ため、残念ながら一次審査で落選となりました。</p>

(様式第2-2)

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度
最終審査結果通知書

年 月 日

事業者名

代表者名

審査・運営委員会

貴社から応募のあった以下の製品について、最終審査結果を通知いたします。

1 応募日	
2 製品名	
3 モデル名	
4 低減リスク	
5 リスク低減方策の概要	
6 審査結果及び表示内容	<p>(例文)</p> <p>【表彰】 表彰製品として、「+あんしん」のロゴマークを付すことができます。</p> <p>貴社の応募について、厳正なる審査の結果、誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品として表彰・表示に値すると判断されました。</p> <p>(また、条件付き表彰等の場合、留意点を付記する)</p> <p>ロゴマークに付記を認める表示内容：●●●●</p> <p>【表彰せず】 応募いただいた製品について、表彰対象とはなりませんでした：</p> <p>フィードバック資料については、別途ご案内いたします。</p>

(様式第3-1)

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度
変更申請書

年 月 日

(宛先)

審査・運営委員会

事業者名

代表者名

変更内容

1 申請日	申請日：
2 製品名	
3 モデル名	
4 リスク低減方策の概要	
5 変更内容	

担当者名	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	e-mail	

(様式第3-2)

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度
変更に伴う審査結果通知書

年 月 日

事業者名

代表者名

審査・運営委員会

貴社から変更の旨申請のあった（製品名）については、表示の継続を認めます／認めません。

1 申請日	
2 製品名	
3 モデル名	
4 リスク低減方策の概要	
5 認めない場合の理由	

(様式第4)

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度
応募・表彰取り下げ書

年 月 日

(宛先)

審査・運営委員会

事業者名

代表者名

以下のとおり、応募・表彰を取り下げます。

1 提出日	
2 製品名	
3 モデル名	
4 リスク低減方策の概要	
5 理由	

担当者名	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	e-mail	

(様式第5)

誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度

審査中止／表彰取消通知書

年 月 日

事業者名

代表者名

審査・運営委員会

上記については、以下の理由により、審査を中止／表彰を取り消します。

1. 応募日／表彰日	
2 製品名	
3 モデル名	
4 リスク低減方策の概要	
5 理由	